

内閣参質一二〇第二七号

平成三年五月二十一日

内閣総理大臣 海部 俊 樹

参議院議長 土屋 義 彦 殿

参議院議員 正敏君提出湾岸危機に伴う多国籍軍のサウジ駐留と国連安保理決議との関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出湾岸危機に伴う多国籍軍のサウジ駐留と国連安保理決議と

の関連に関する質問に対する答弁書

一について

ベーカー國務長官の証言が行われた千九百九十年十月十七日の米国上院外交委員会において、クウェイト及びサウディ・アラビアからの米国に対する要請について言及がされたことは承知しているが、サウディ・アラビアから米国に対し要請があったということ、いわゆる「多国籍軍」が国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議六六〇及び六六一の実効性の確保のための役割を果たしているということは、矛盾するものではないと考える。

二について

御質問の「直接の目的」とはいかなる目的をいうのか必ずしも明らかではないが、御指摘の

「政府統一見解」に述べられているとおり、いわゆる「多国籍軍」は安保理決議六六〇及び六六一の実効性確保のための役割を果たしてきていると認識している。